

「小規模多機能型居宅介護」って何？



私たちが、私たちのサービスを通じて
これらの疑問にお答えいたします。

小規模ホーム もくれん



〒699-0813

島根県出雲市湖陵町三部964-1

電話 0853-43-8522

FAX 0853-43-8533

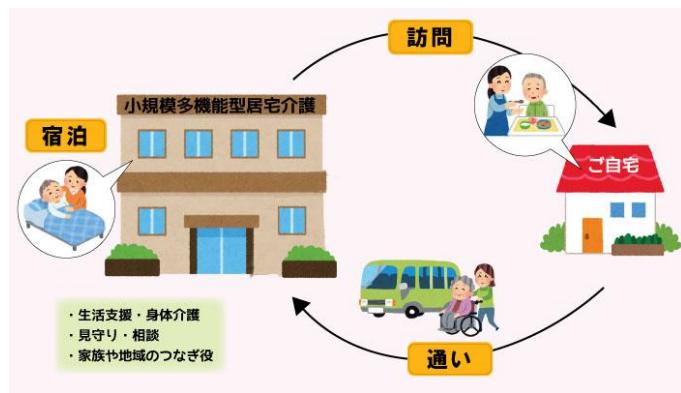
URL : izumo-mokuren.com

Facebookページ [株式会社もくれん Facebook](#) で検索

<小規模多機能型居宅介護というサービスとは>

小規模ホームもくれんは「小規模多機能型居宅介護」という種類の地域密着型の在宅介護サービスの一つです。「小規模多機能型居宅介護」とは、ご利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の生活に応じて、ご利用者の自宅への「訪問」、事業所への「通い」、**短期間**の「泊まり」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

従来の在宅サービス（訪問介護“ヘルパー”・通所介護“デイサービス”・短期入所生活介護“ショートステイ”）のように、各サービスそれぞれとのご契約やお支払い、各サービスの利用や、利用の際のそれぞれとの情報共有や、一つ一つとの連絡などのやり取りが必要なく「全てが一か所で完結する」一体的で大変利用し易いサービスです。また、各サービスごとに必要な「たくさんの人間関係」についても、一ヵ所で、かつ少人数で完結する事が出来るのも、このサービスの大きなご利用上のメリットになります。



<小規模多機能型居宅介護を利用するメリット>

- ① 「通い」も「泊まり」も「訪問」も、いつもの顔なじみのスタッフが対応してくれます。
- ② 一つの事業所とのやり取りで完結するため、情報の共有や連絡、意思疎通が簡単です。
- ③ 自宅を中心とした住み慣れた地域内で生活することが出来ます。
- ④ 24時間365日の安心感や、世帯としての支援、柔軟な対応、細やかな支援を受けることが出来ます。

⇒ ではここから詳しく「小規模ホームもくれん」の実際から説明していきます。

<どんな人が利用できるの？？>

小規模ホームもくれんは「小規模多機能型居宅介護」としての特徴を最大限発揮していくために

何かあつたらすぐに駆けつけられる範囲にこだわっています。

そのためご利用される方は

「湖陵地域を中心とした自動車で往復30分以内の方」

を中心にご利用頂いています。

ちなみに・・・・



湖陵町・佐田町八幡原、反辺・多伎町久村、小田
神西町・西園町・外園町・知井宮町・西新町
に在住の方で、介護保険の認定を受けておられる方が対象です。

<これら3つのサービスを状況に合わせて柔軟に提供します>

<このような人、このような世帯の人のご利用に適しています>

自宅での介護サービスが始まり、ケアマネジャーとサービス事業所とで実際にサービスが入ったとしても、ケアマネジャーの訪問を除く、サービス利用が無い時間、特に夜間や定休日を、お一人、若しくはお二人だけで過ごす時間帯は、ご家族はもちろん、ケアマネジャーも「一人で大丈夫かな?」「二人だけでどうしているかな?」と、不安に過ごしてしまい、仕事に家事に、そしてお休みの日まで、気が休まることはあります。

うちのおばあさん
家に一人で
大丈夫かな・・・

私たち小規模多機能型居宅介護事業所では頼なじみの職員が24時間の見守りや相談対応（電話対応のみの場合も可能です）、実際にご自宅に出掛けたて困りごとの解決や、具体的なお手伝いまで致しますので、その点でとても安心です。

また、通常の訪問介護では出来ない「通い利用後の買い物」「本人と一緒に買い物」「電話での安否確認」など、実際の生活の沿った柔軟な対応が可能です。



そのため、24時間どなたかの見守りや、何らかのお手伝い、緊急時の対応が必要な人にとっては、とても利用し易いサービスです。

例えば・・・・

●お一人暮らしの方 ●高齢者夫婦世帯の方 ●認知症の方 ●ご家族が日中不在の方 など

< 基本の月額のご利用料金が決まっています >

「小規模多機能型居宅介護」は、一般的な在宅介護サービスの様な「一回いくら」のご利用料金では無く、要介護度に応じて「月額のご利用料金」が決まっています。何回サービスを利用しても基本の月額のサービス料金が決まっています。

そのため、一般的な在宅サービス（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護）と「回数」だけで単純に比べた場合、1回あたりの利用料金が高いように思えますが、実は24時間365日の安心感や、柔軟な対応、細やかな支援を受けられることを含めると、決して「ただ単に高い」わけではありません。

（1割負担の場合、1単位10円のご負担）

ちなみに



「要介護1」の方が週3回通所介護（地域密着型通所介護、7～8時間）を利用した場合
1回あたり735単位 × 週3回 × 4週 = 1月あたり8820単位

「要介護1」の方で小規模多機能の通いを利用した場合
1月あたり10,320単位 / 週3回 / 4週 = 1回あたり860単位

※ しかし小規模多機能はこれに加えて「訪問」や「泊まり」を何回利用しても同じ月額負担です。

これに加えて実は「24時間365日の安心感や、柔軟な対応、細やかな支援」を受けることが出来ます。

（食費やお部屋代などの実費は除きます）

続いて「訪問」「通い」「泊まり」の特徴についてご説明します！！

① 顔なじみの職員がご自宅でお手伝いする『訪問サービス』



例えば…… 「ご自宅で食事を一緒に作る」

「ご自宅でお薬の準備を一緒にする」

「電話で安否確認をする」「定期の巡回で安否確認をする」

「ご自宅の近くと一緒に散歩する」「通いの帰りに買い物に行く」

「お昼ご飯を持って訪問」「食材を持って訪問、食事を一緒に作る」

「買い物に誘って一緒に買い物に行く」

「事業所の入浴に慣れてから自宅での入浴に繋げる」

<小規模多機能型居宅介護 訪問サービス マメ知識>

在宅サービスの「訪問介護」では禁止されている内容も

小規模多機能の「訪問」なら対応可能！！

② ご自宅での生活に合わせて利用する『通いサービス』

例えば…… 「夕方にお風呂にだけ入りに行く」「11時からお昼ご飯だけ食べに行く」

「朝一番にお迎えの際に“もうちょっと自宅でゆっくりしたいわ”となれば、また改めてお迎えに行く」

「朝からお出かけをして昼からはおしゃべりをしたい」「一日ゆっくり過ごしたい」

私たちは、実際のご自宅での生活に繋がるサービスを最優先しています。

私たちの役割は「一秒でも長くご自宅での生活を送って頂く」事に尽きます。

「ご自宅でこの方は実際にどのように過ごされるのか」「この方がより自立するために本当に必要な支援は何なのか」この点を何より意識して支援させて頂いています。



<小規模多機能型居宅介護 通いサービス マメ知識>

「その方」の「その日」のライフスタイルにあった時間帯に

「必要な時間数だけ」といった柔軟な利用が、小規模多機能の『通い』ならOK！！

③ いつも通っている環境で、顔馴染みの職員が対応する『泊まりサービス』

例えば…… 「冠婚葬祭で緊急で泊まりたい」「介護疲れでたまには泊まって欲しい」

「ご自宅を離れてゆったり過ごしたい」「最大6名定員の小規模な泊まり方が可能」



<小規模多機能型居宅介護 泊まりサービス マメ知識>

いつも通っている事業所で、いつも関わってくれている職員が泊まりに対応するため
泊まりの際の人間関係はバツチリ。環境と関係は泊まりの際の重要なポイント。

★ K町にお住まいのAさんの場合

お一人暮らしの要介護2のAさん（80歳）は目がご不自由な方で、お一人では買い物や入浴、服薬管理が難しいため、近くのご親類に、これまでご用事を頼まれていました。しかし、ご親類もお仕事がお忙しく、中々Aさんのお願いに対しすぐ応える事が出来ないので・・・と、ご利用のご希望がありました。

通いのための準備、その際の服薬確認も可能です。
また帰りについでに買い物も可能です。

連続したサービス利用は、誰でも疲れものですが、自宅でゆっくりして頂くために通いの利用時間を短くしました。

Aさんの一ヶ月の利用料金 約45,000円
(一割負担)
(食費等含む)

曜日	午前	午後	夜間
月曜日	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認	◇訪問 体調確認 安否確認	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認
火曜日	◇訪問 ⇒ 通い準備 ◆通い 入浴 昼食	帰宅 ◇訪問 ⇒ 通い後の買い物	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認 ◇訪問 ⇒ 実際に自宅訪問
水曜日	◇訪問 ⇒ 通い準備 ◆通い	■泊まり ⇒ 昼食	■泊まり ⇒ 入浴 夕食
木曜日	■泊まり明け ⇒ ◆通い 朝食 昼食	帰宅 ◇訪問 ⇒ 洗濯等	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認
金曜日	◇訪問 ⇒ 通い準備 ◆通い 入浴 昼食	※早めに帰宅 ◇訪問 ⇒ 通い後の買い物	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認
土曜日	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認		◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認
日曜日	◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認		◇訪問 ⇒ 電話で服薬確認 安否確認



夜間に電話があり「不安だ」ということで、夜間に訪問してお話を聴き、急きよ翌日の泊まりを提案し、泊まりの利用を調整しました。

定休日はありません。
365日、電話での対応も、実際のサービス利用も可能です。

私にとって、必要なお手伝いを、必要な時に、必要な量だけ用意してもらえるので、とても助かっています。いつでもスタッフの皆さんと連絡がつくので夜も安心して休めます。
これだけしてもらってこの価格なら納得ですよ。< Aさん >



<グループホームもくれん（認知症対応型共同生活介護）を併設しています>

認知症の方にとって「在宅から施設」への移行は、時に厳しく、時に難しく、まずはその新しい環境や新しい人間関係から馴染まなければなりません。そのため、環境に適応出来ない、または時間がかかる、そのため継続した入所に繋がらなかつた、といった場合も多々見受けられます。

「小規模ホームもくれん」は、「グループホームもくれん」と併設しているため、「行く行くはグループホームへご入所を」とお考えの場合、「小規模ホームもくれん」を平素からご利用して頂くと、比較的スムーズに、ご不安ご負担少なく、ご入所へと移行することが出来ます。

（※平成30年7月現在、グループホームご利用者18名中、小規模ホームからのご入所者8名）



ご見学、ご利用相談、大歓迎です。
また食事も含め、お試し利用も大歓迎です。
※ 事前のお約束へのご協力よろしくお願ひします。
<もくれん湖陵 職員一同>



<もくれん湖陵 MAP>



【 お車でお越しの場合 】

- ① 国道9号線を出雲市から向かって多伎方面へ進みます。
- ② 湖陵町に入り、左手にファミリーマート、右手にスーパーのラピタ湖陵店を過ぎた信号を左折します。
- ③ しばらく道なりに進み、左手にナフコ湖陵店、国引荘を過ぎて最初の信号を多伎方面へ右折します。
- ④ 丘を越えた先の右手に見える紺色の屋根の建物がもくれん湖陵です。

株式会社もくれん

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町 1286-1 電話 0853-25-7230

株式会社もくれんが運営する湖陵以外の事業所

◇ デイサービスもくれん（通所介護事業・予防通所介護事業）

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町 1286-1 電話 0853-25-7230

◇ デイサービスもくれん・荒茅（通所介護事業・予防通所介護事業）

〒693-0044 島根県出雲市荒茅町 2780-32 電話 0853-27-9651

◇ 介護のよろず相談所もくれん（居宅介護支援事業・予防介護支援事業）

〒693-0044 島根県出雲市荒茅町 2780-32 電話 0853-25-7591